

保護者に対する指導の実効性を高めるための方策については、このような観点からも、今後、更に検討が深められることが期待される。

### 3 懲戒権及び懲戒場に関する規定の在り方

#### (1) 問題の所在等

民法第822条は、懲戒権及び懲戒場について規定する。同条については、民法に懲戒権の規定があることを理由に自己のした児童虐待を正当化しようとする親権者がいること、現在同条にいう懲戒場が存在しないことなどから、同条の規定を削除すべきとの意見がある<sup>\*86\*</sup><sup>\*87</sup>。

そこで、同条を削除することが相当かどうかなどについて、検討することとした。

#### (2) 検討

この点については、仮に懲戒権の規定を削除したとしても、子に対する必要なしつけは民法第820条の監護教育権に基づいて行うことができると解され、懲戒権の規定を削除することによって、直ちに親権の内容に変更が加えられるものではないとも考えられる。

他方で、親権が子の利益のために行われなければならないものであることは前述したとおりであり、民法第822条の規定する懲戒権も、子の監護教育に必要な範囲で認められるに過ぎない。したがって、懲戒権の規定を存置させたとしても、児童虐待が懲戒権の行使として正当化されることがないことは明らかである。

子に対する親の教育やしつけの在り方については、多様な意見があることから、懲戒権や懲戒場について規定する民法第822条を削除することについては、現在ある規定を削除することによってどのような解釈がされることになるかといっ

---

\*86 なお、仮に民法第822条の規定を削除する場合には、児童福祉法第47条第2項からも「懲戒」という文言を削除すべきものと考えられる。

\*87 懲戒権の規定は残しつつ、必要な範囲を逸脱した懲戒が許されない旨を明記すべきとの意見もあり得る（なお、序論2参照。）。

た点や、現在ある規定を削除することが社会的にどのように受け止められるかといった点にも配慮しつつ、更に検討が深められることが期待される。

## おわりに

以上のおり、本研究会においては、親権が子の利益のために行われなければならないものであることを重要な指針としながら、民法、児童福祉法及び児童虐待防止法の全体を通じて、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、総合的に問題点の整理を行った。

今後、本研究会における議論・検討の成果を踏まえつつ、更に政府等において必要な連携の下で所要の検討が行われることが期待されるところであるが、その際には、児童虐待防止のために民法、児童福祉法及び児童虐待防止法が全体として合理的で整合性をもった制度となり、子の利益が実効的に図られていくことが望まれる。

児童虐待防止のための親権制度研究会 名簿

座長	大村 敦志	東京大学大学院教授
	磯谷 文明	弁護士（東京弁護士会所属）
	岡部 喜代子	慶應義塾大学大学院教授
	垣内 秀介	東京大学大学院准教授
	窪田 充見	神戸大学大学院教授
	久保野 恵美子	東北大学大学院准教授
	田中 智子	東京家庭裁判所判事
	豊岡 敬	全国児童相談所長会事務局長（東京都児童相談センター次長）
	西 希代子	上智大学大学院准教授
	水野 紀子	東北大学大学院教授
	山田 攝子	弁護士（第一東京弁護士会所属）

（五十音順）

（関係省等）

最高裁判所事務総局

小田 正二	最高裁判所事務総局家庭局第一課長
進藤 千絵	最高裁判所事務総局家庭局付

厚生労働省

杉上 春彦	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長
千正 康裕	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
太田 和男	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室室長補佐
坂井 隆之	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課児童福祉専門官

法務省

萩本 修	法務省民事局民事法制管理官
飛澤 知行	法務省民事局参事官
羽柴 愛砂	法務省民事局付
佐野 文規	法務省民事局付
森田 亮	法務省民事局付

児童虐待防止のための親権制度研究会報告書 添付資料

児童虐待防止のための親権制度研究会報告書 添付資料

目次

○ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課作成資料

・ 「児童虐待を主訴とする一時保護の状況（集計結果）」抜粋	1
・ 児童虐待相談対応件数の推移	2
・ 児童虐待の内容別相談対応件数の推移	2
・ 主たる虐待者の推移	3
・ 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移	3
・ 児童相談所における所内一時保護の状況	4
・ 虐待相談の対応状況	4
・ 児童福祉法第28条（家裁の承認を得て行う施設入所措置）及び第33条の6 （家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求）の件数	5
・ 児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順	5
・ 面会・通信制限の強化等について	6
・ 面会等の制限等について	6

○ 最高裁判所事務総局家庭局作成資料

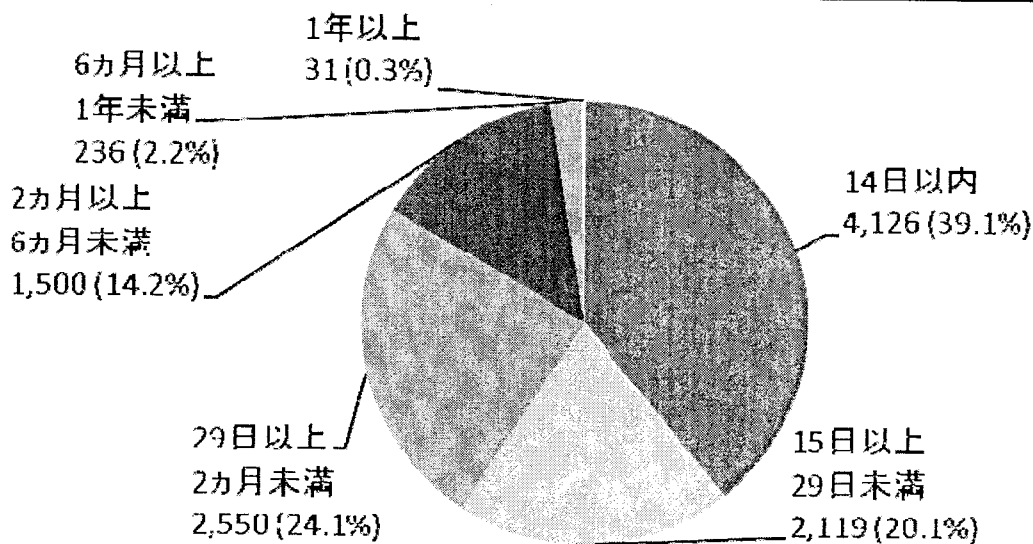
・ 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情	7
・ 親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の新受・既済等の推移	23
・ 親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の事件数の動向	24

# 「児童虐待を主訴とする一時保護の状況(集計結果)」抜粋 ～児童虐待を主訴とする一時保護の期間別件数～

## ポイント

○児童虐待を主訴とする一時保護の総件数10,562件のうち

- ・一時保護期間「14日以内」は4,126件で39.1%。
- ・一時保護期間「2ヵ月未満」までは累計8,795件で83.3%。
- ・一時保護期間「6ヵ月以上1年未満」「1年以上」は計267件で2.5%。(以上、推計値)



	14日以内	15日以上 29日未満	29日以上 2ヵ月未満	2ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上	計
件数	4,126	2,119	2,550	1,500	236	31	10,562
比率	39.1%	20.1%	24.1%	14.2%	2.2%	0.3%	100%
累計	4,126	6,245	8,795	10,295	10,531	10,562	
比率	39.1%	59.1%	83.3%	97.5%	99.7%	100.0%	

## 集計及び推計の方法

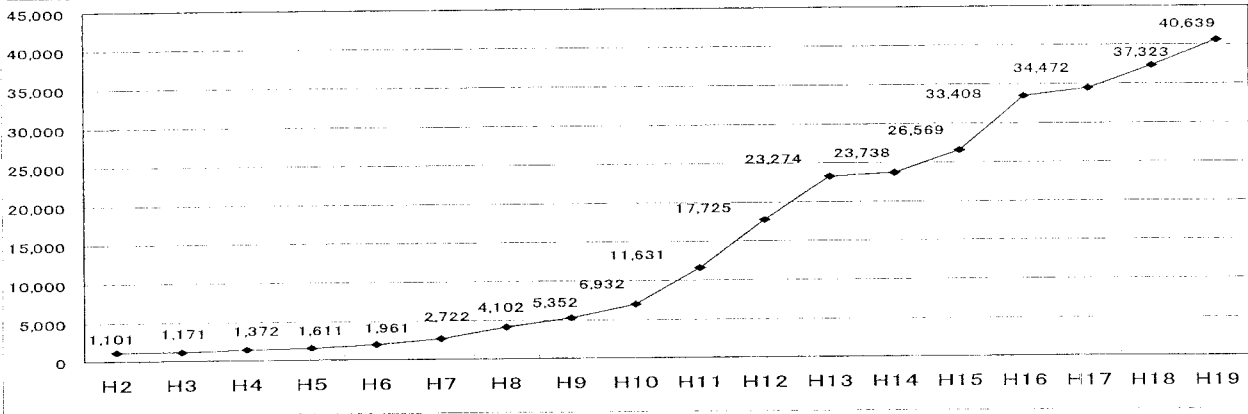
- ・平成21年4月1日から7月末までの4ヵ月間に一時保護を終了したケースを対象とし、全国の児童相談所に報告を依頼した。有効回収率は92%であった。
- ・年間件数のイメージを捉えるため、生データで集計した数値を、19年度の「児童虐待を主訴とする一時保護」の実際の件数10,562件(社会福祉行政業務報告による)を用いて機械的に計算した。

## 児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成19年度においては3.5倍に増加。

平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(1.00)	(1.06)	(1.25)	(1.46)	(1.78)	(2.47)	(3.73)	(4.86)	(6.30)
1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(10.56)	(16.10)	(21.14)	(21.56)	(24.13)	(30.34)	(31.31)	(33.90)	(36.91)
[1.00]	[1.52]	[2.00]	[2.04]	[2.28]	[2.87]	[2.96]	[3.21]	[3.49]
11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639

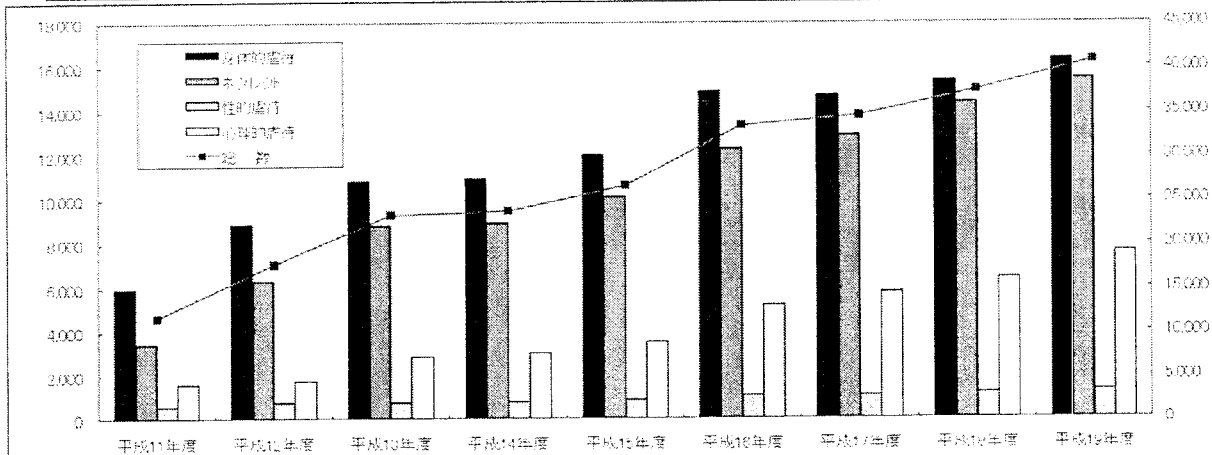
注1:表中、上段( )内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。注2:表中、中段[ ]内は、平成11年度を1とした指数(伸び率)である。



## 児童虐待の内容別相談対応件数の推移

○ 平成19年度においては、身体的虐待が40.1%で最も多く、次いでネグレクトが38.0%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973( 51.3%)	3,441( 29.6%)	590( 5.1%)	1,627( 14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877( 50.1%)	6,318( 35.6%)	754( 4.3%)	1,776( 10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828( 46.5%)	8,804( 37.8%)	778( 3.3%)	2,864( 12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932( 46.1%)	8,940( 37.7%)	820( 3.5%)	3,046( 12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022( 45.2%)	10,140( 38.2%)	876( 3.3%)	3,531( 13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881( 44.6%)	12,263( 36.7%)	1,048( 3.1%)	5,216( 15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712( 42.7%)	12,911( 37.5%)	1,052( 3.1%)	5,797( 16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364( 41.2%)	14,365( 38.5%)	1,180( 3.2%)	6,414( 17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296( 40.1%)	15,429( 38.0%)	1,293( 3.2%)	7,621( 18.8%)	40,639(100.0%)

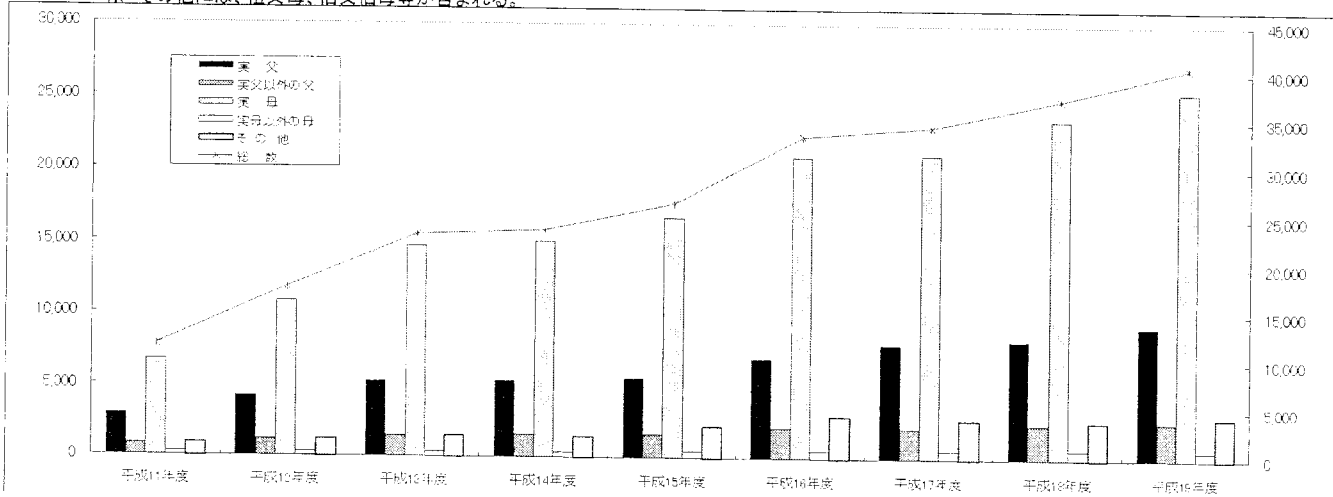


## 主たる虐待者の推移

○ 実母が62.4%と最も多く、次いで実父が22.6%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908( 25.0%)	815( 7.0%)	6,750( 58.0%)	269( 2.3%)	889( 7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205( 23.7%)	1,194( 6.7%)	10,833( 61.1%)	311( 1.8%)	1,182( 6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260( 22.6%)	1,491( 6.4%)	14,692( 63.1%)	336( 1.5%)	1,495( 6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329( 22.5%)	1,597( 6.7%)	15,014( 63.2%)	369( 1.6%)	1,429( 6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527( 20.8%)	1,645( 6.2%)	16,702( 62.8%)	471( 1.8%)	2,224( 8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969( 20.9%)	2,130( 6.4%)	20,864( 62.4%)	499( 1.5%)	2,946( 8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976( 23.1%)	2,093( 6.1%)	21,074( 61.1%)	591( 1.7%)	2,738( 7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220( 22.0%)	2,414( 6.5%)	23,442( 62.8%)	655( 1.8%)	2,592( 6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203( 22.6%)	2,569( 6.3%)	25,359( 62.4%)	583( 1.4%)	2,925( 7.2%)	40,639(100.0%)

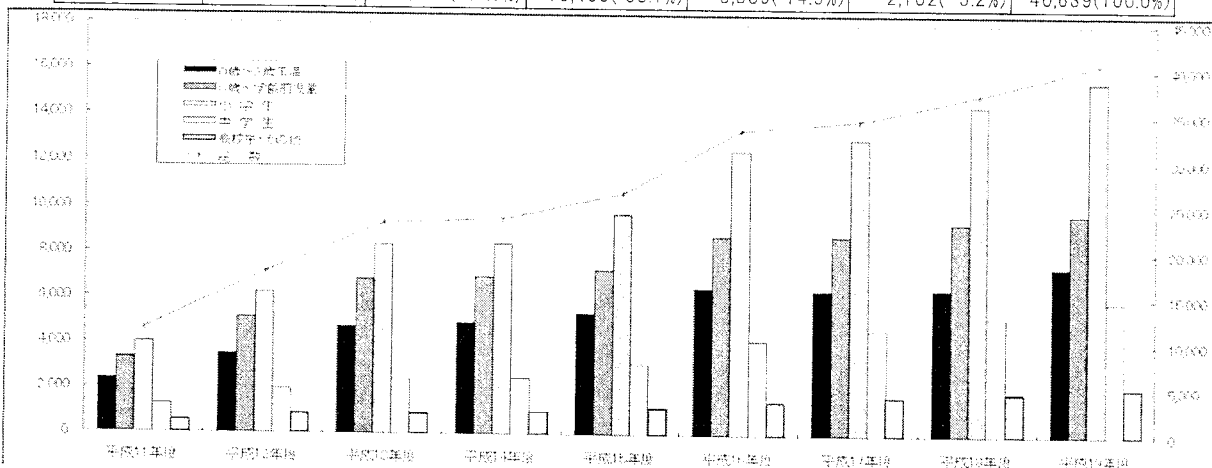
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



## 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が38.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.9%、0歳から3歳未満が18.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.2%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総 数
平成11年度	2,393( 20.6%)	3,370( 29.0%)	4,021( 34.5%)	1,266( 10.9%)	581( 5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522( 19.9%)	5,147( 29.0%)	6,235( 35.2%)	1,957( 11.0%)	864( 4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748( 20.4%)	6,847( 29.4%)	8,337( 35.8%)	2,431( 10.5%)	911( 3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940( 20.8%)	6,928( 29.2%)	8,380( 35.3%)	2,495( 10.5%)	995( 4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346( 20.1%)	7,238( 27.3%)	9,708( 36.5%)	3,116( 11.7%)	1,161( 4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479( 19.4%)	8,776( 26.3%)	12,483( 37.4%)	4,187( 12.5%)	1,483( 4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361( 18.5%)	8,781( 25.5%)	13,024( 37.8%)	4,620( 13.4%)	1,686( 4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449( 17.3%)	9,334( 25.0%)	14,467( 38.8%)	5,201( 13.9%)	1,872( 5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422( 18.3%)	9,727( 23.9%)	15,499( 38.1%)	5,889( 14.5%)	2,102( 5.2%)	40,639(100.0%)



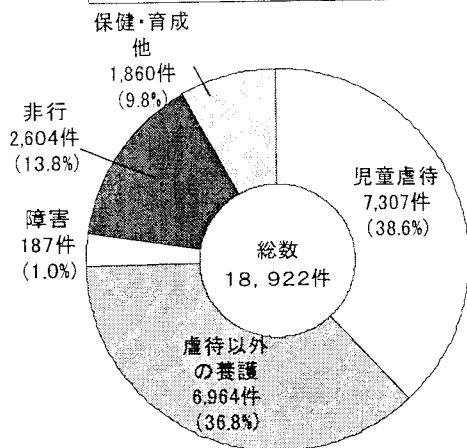


# 児童相談所における所内一時保護の状況

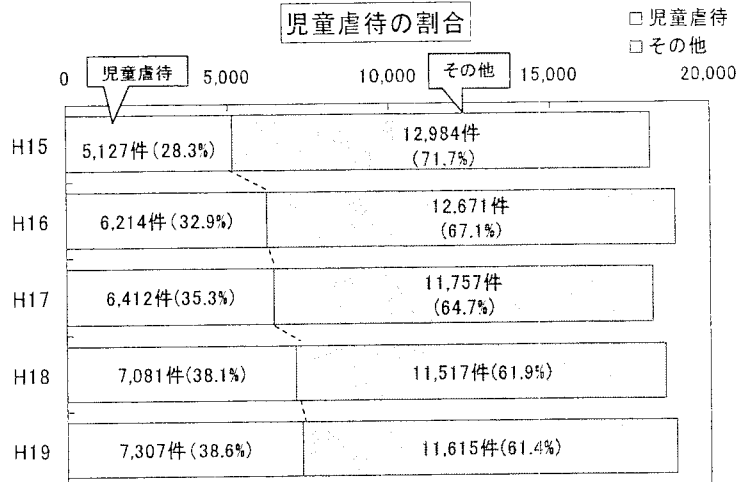
○ 平成19年度の一時保護件数は、18,922件であり、保護理由については、「児童虐待」が38.6%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が36.8%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成15年度	5,127(28.3%)	7,466(41.2%)	1,046(5.8%)	2,486(13.7%)	1,986(10.9%)	18,111(100.0%)
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)

平成19年度 保護理由別件数



児童虐待の割合



# 虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が33,628件(81.4%)と最も多く、施設入所等については約1割の3,913件となっている。施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,659件(68.0%)と最も多くなっている。

虐待相談への対応

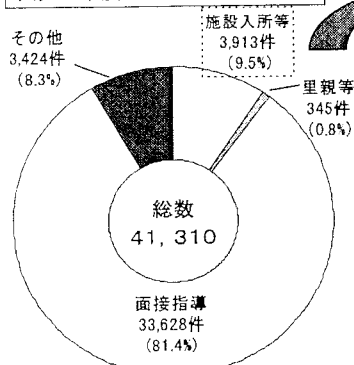
	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
17年度	3,621 (10.4%)	243 (0.7%)	28,070 (81.3%)	2,597 (7.5%)	34,531 (100.0%)
18年度	3,874 (10.3%)	251 (0.6%)	30,566 (81.2%)	2,965 (7.9%)	37,656 (100.0%)
19年度	3,913 (9.5%)	345 (0.8%)	33,628 (81.4%)	3,424 (8.3%)	41,310 (100.0%)

※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。

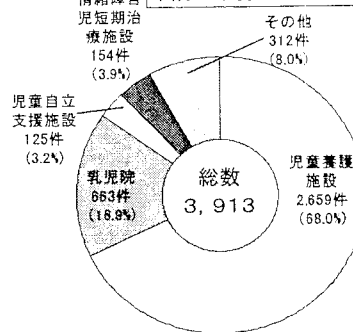
施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総数
17年度	2,487 (68.7%)	619 (17.1%)	130 (3.6%)	143 (4.1%)	237 (6.5%)	3,621 (100.0%)
18年度	2,603 (67.2%)	637 (16.4%)	138 (3.6%)	193 (5.3%)	303 (7.8%)	3,874 (100.0%)
19年度	2,659 (68.0%)	663 (16.9%)	125 (3.2%)	154 (3.9%)	312 (8.0%)	3,913 (100.0%)

平成19年度 虐待相談への対応



平成19年度 施設入所等の内訳

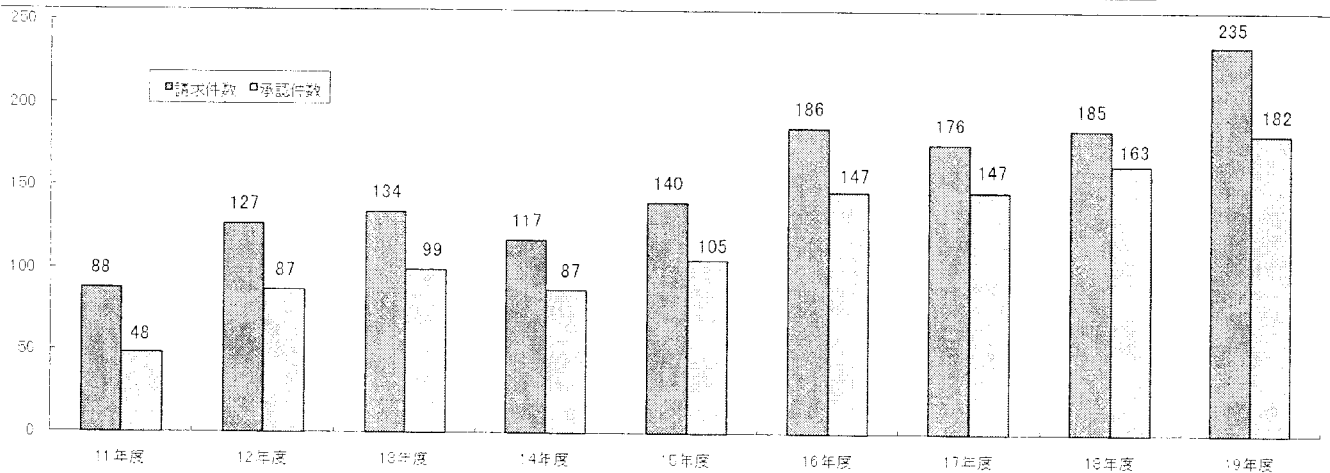


(注)「施設入所等」(3,913件)とは、「入所」(3,902件)及び「通所」(11件)をさす。

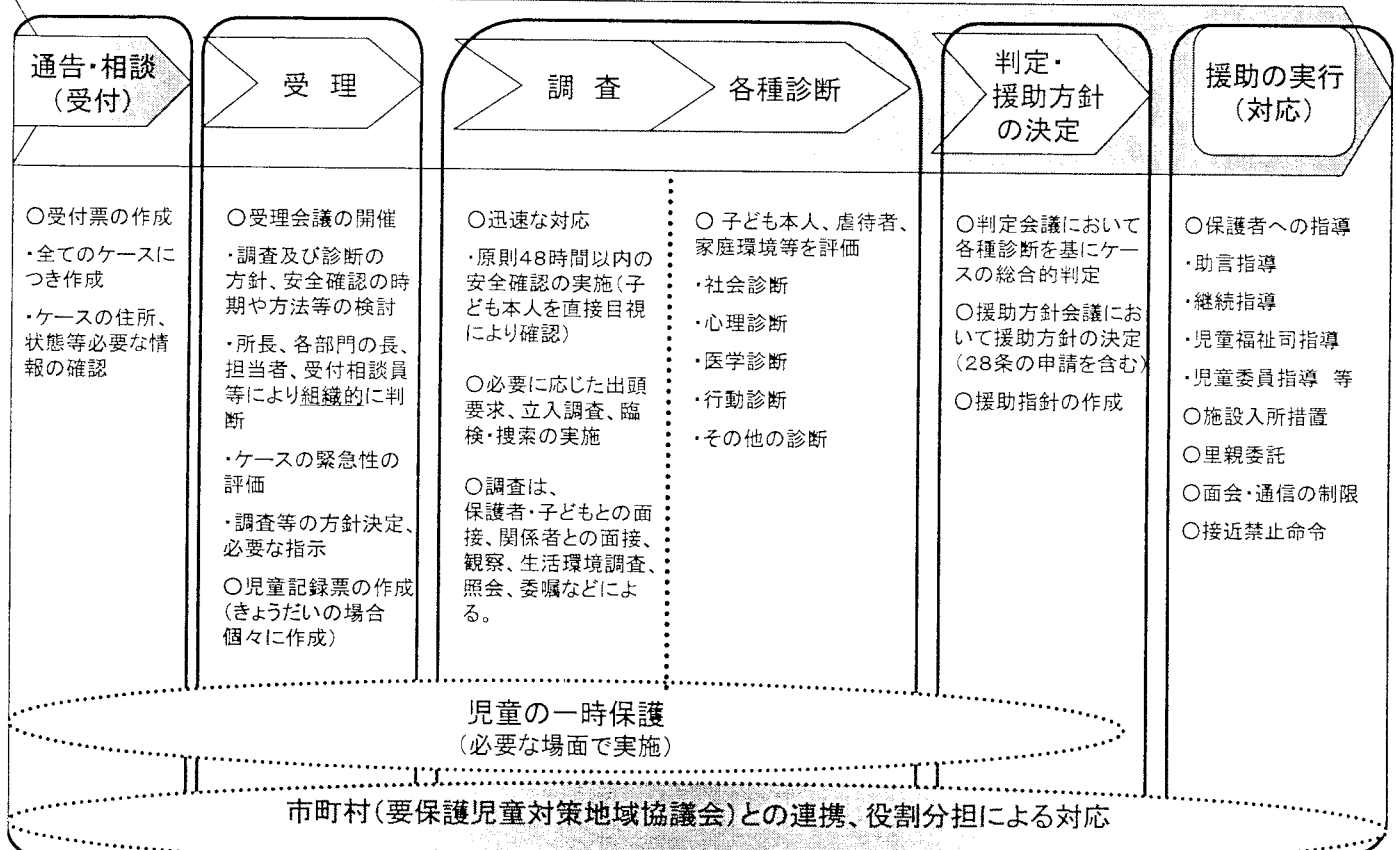
## 児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び第33条の6(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失請求)の件数

○ 平成19年度における28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は235件、承認件数は182件であり、年々承認件数が増加している。

事項	28条による施設入所措置の承認申立	33条の6による親権喪失宣告の請求
平成17年度	請求件数	176
	承認件数	147 (84%)
平成18年度	請求件数	185
	承認件数	163 (88%)
平成19年度	請求件数	235
	承認件数	182 (77%)



### 児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



# 面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
<b>一時保護</b> ・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護	なし	<b>面会・通信制限</b> ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
<b>同意入所等</b> ・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	なし	<b>面会・通信制限</b> ※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行
<b>強制入所等</b> ・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置	面会・通信制限	面会・通信制限 + <b>接近禁止命令（罰則あり）</b>

## 面会等の制限等について

